

平成9年5月2日

## 第22回 豊島区憲法記念のつどい

### 『地方分権改革で何が変わるのか』

～くらしの中に憲法を生かすために～

東京都立大学法学部教授 磯部 力氏を講師に迎え、講演会を開催

2日午後、豊島区民センター（東池袋1-20-10）で、恒例となった『豊島区憲法記念のつどい』が開催された。豊島区では、昭和41（1976）年以來、暮らしと憲法のかかわりについて考える機会にしようと、毎年各界から講師を招いて講演会を開催しており、今回で22回目。

今年は、憲法が施行されてから50年目、また、新憲法に基づき地方自治の基本的な事項を規定した地方自治法の施行50周年にも当たる。

そこで、今回のテーマは『地方分権改革で何が変わるのか ～くらしの中に憲法を生かすために～』。講師には、行政法・地方自治・都市法の専門家であり、東京都の都から区市町村への分権のあり方検討委員会座長を務めるなど、地方自治の進展に積極的に取り組んでいる東京都立大学法学部教授の磯部力（いそべ つとむ）氏を迎えた。

磯部教授はまず、憲法とは「私達の日常生活に直接係わる身近なもの」であることを公共料金の決定や食品の衛生管理の話をとおして説明。そして、現代社会において地方分権とは、単に「国の権限を地方に委譲すればよい」という意味のものではなく、「地方自治体が、それぞれの地方の個性や実情に対応する行政を行うことこそが重要である」とし、21世紀に向けて、真の意味での地方分権改革の推進が必要であることを訴えた。

会場を埋め尽くした約300人の聴衆は、講師の力強い言葉の一つ一つにうなづきながら、熱心に聴きいていた。

また、講演終了後には、映画『午後の遺言状』（新藤兼人監督）の上映が行われた。この映画は、人生の午後を迎えた老女優が避暑地で巡りあう人間模様をとおし、ともすれば深刻になってしまう「老い」というテーマを、軽快でさわやかなタッチで描いた作品。シナリオは新藤監督が故杉村春子のために書いたオリジナルで、この映画が杉村春子最後の映画となった。そしてまた、女優で新藤監督の妻でもあった乙羽信子の生涯最後の作品でもある。